

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第五章 略〕</p> <p>第六章 投資運用関係業務受託業者</p> <p>第一節 総則（第三百四十七条―第三百五十七条）</p> <p>第二節 業務（第三百五十八条―第三百六十条）</p> <p>第三節 監督（第三百六十一条―第三百六十五条）</p> <p>第七章 雑則（第三百六十六条―第三百六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第五章 同上〕</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、</p>

「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」、「高速取引行為者」、「投資運用関係業務」、「投資運用関係業務受託業」又は「投資運用関係業務受託業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為、高速取引行為者、投資運用関係業務、投資運用関係業務受託業又は投資運用関係業務受託業者をいう。

2  
〔略〕

「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」、「高速取引行為者」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

2  
〔同上〕

3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九條第十  
三号、第二百一條第二十四号、第二百二條第十八号、次章第四節の  
二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く  
。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める  
ところによる。

「一〇十二の五 略」

十二の六 非上場有価証券特例仲介等業者 法第二十九條の四の四

第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者をいう。

十二の七 非上場有価証券特例仲介等業務 法第二十九條の四の四

第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。

十二の八・十二の九 「略」

「十三〇五十 略」

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に  
定めるところによる。

「一〇十一 略」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に  
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法  
第二條第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六條の  
五第三号、第二百三十三條の二第一項第四号及び第二百四十六條  
の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認めら  
れるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員  
（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）  
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の

3 「同上」

「一〇十二の五 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

十二の六・十二の七 「同上」

「十三〇五十 同上」

4 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に  
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法  
第二條第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六條の  
四第三号、第二百三十三條の二第一項第四号及び第二百四十六條  
の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認めら  
れるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員  
（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）  
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の

取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十五第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に

取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十四第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に

従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十四～二十 略〕

（英語による提出書類の記載等）

第二条 法（第三章から第三章の五までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の五までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

〔2・3 略〕

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条 〔略〕

2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲

従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十四～二十 同上〕

（英語による提出書類の記載等）

第二条 法（第三章から第三章の四までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の四までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

〔2・3 同上〕

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条 〔同上〕

2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商

げる者とする。

一 金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号口に規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（次に掲げる者を除く。）

イ 投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であつて、第一種金融商品取引業（有価証券関連連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うもの

ロ 投資運用業に関し当該投資判断を行う者（当該投資運用業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。）

二 法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者

（登録申請者と密接な関係を有する者から除外される者）

第六条の二 令第十五条の四の二各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）

二 銀行

品の価値等（法第二条第八項第十一号口に規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、第一種金融商品取引業（有価証券関連連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔条を加える。〕

三 協同組織金融機関

四 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

五 信託会社

六 株式会社商工組合中央金庫

第六条の三・第六条の四 「略」

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の五 令第十五条の四の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第二百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の四第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項）

第六条の六 法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録

第六条の二・第六条の三 「同上」

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四 令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第二百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

「条を加える。」

又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。  
。第九條第十一号、第二十條第一項第五号イ、第四十四條の二、第四十七條第一項第十三号、第五十一條第一項第四号イ、第五百七十七條第一項第十七号へ(2)、第八十四條第一項第五号ロ、第二百四十六條の十三、第二百四十六條の十五第一項第六号、第二百四十六條の二十第二項第四号イ、第二百四十六條の三十二第一項第四号及び第三百五十九條第一項第三号において同じ。)に委託する場合において、法第二十九條の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

(登録申請書の記載事項)

第七條 法第二十九條の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合(電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。)には、加入する投資者保護基金(法第七十九條の四十九第四項の規定による定款の定

(登録申請書の記載事項)

第七條 法第二十九條の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合(電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。)には、加入する投資者保護基金(法第七十九條の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。)の名称



めがあるものを除く。)の名称

〔三の二〇十二 略〕

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項(第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる事項を除く。)

〔イ〕ト 略〕

チ 非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、次に掲げる事項

(1) 第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う旨(その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。)

(2) 非上場有価証券特例仲介等業務のうち法第二十九条の四の四第八項第一号に掲げる行為(特定投資家を相手方として行うもの限り、法第二条第八項第十号に掲げるものを除く。)  
に係る業務のみを行う場合には、その旨

リ・ヌ 〔略〕

七 〔略〕

八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

〔三の二〇十二 同上〕

(業務の内容及び方法)

第八条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項(第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまで及びチに掲げる事項を除く。)

〔イ〕ト 同上〕

〔号の細分を加える。〕

チ・リ 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

「イ」ニ 略

ホ 第六条第二項第一号イに規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九」十二 略

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第二号、第四十七条第一項第二号、第四十

九条第二号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第二項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第一号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四

「イ」ニ 同上

ホ 第六条第二項に規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九」十二 同上

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第

一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第二項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条

十二条第一項第五号、第三百四十三条第一項第四号、第三百五十条第一項第二号、第三百五十五条第二号並びに第三百六十条第一項第一号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号ロ及び第五号、第九十一条第一項第四号、第六節並びに第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔ロ〕ホ 略〕

〔三〕五 略〕

六 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔八〕十 略〕

十一 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第二号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第二号ロに掲げる書類を除く。）

各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔ロ〕ホ 同上〕

〔三〕五 同上〕

六 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔八〕十 同上〕

〔号を加える。〕

二 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第二十九條の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十條 法第二十九條の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一・二 略〕

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる書類を除く。）

〔イ〜ニ 略〕

ホ 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

〔(1)〜(3) 略〕

(4) 第八條第六号リ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2  
〔略〕

(人的構成の審査基準)

第十三條 法第二十九條の四第一項第一号ホ(2)（法第三十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

第十條 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〜(3) 同上〕

(4) 第八條第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2  
〔同上〕

(人的構成の審査基準)

第十三條 法第二十九條の四第一項第一号ホ（法第三十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうか

「号を削る。」

「号を削る。」

- 一|| 登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 略」

- 二|| 登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

〔1〕・〔2〕 略〕

- (3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第二号イ、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二

うかを審査するものとする。

- 一|| その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に行うことができないと認められること。

- 二|| 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

- 三|| 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 同上」

- 四|| 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上〕

- (3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二

百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「略」

三 登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

(一般投資家に含まれない者)

第十六条の三 法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人（以下この条において「特定役員等」という。）又は当該特定役員等の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を

百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「同上」

五 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

「条を加える。」

含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

2 特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等という。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の四 令第十五条の十の八第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2 令第十五条の十の八第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の五 令第十五条の十の九第四号に規定する内閣府令で定め

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の三 令第十五条の十の六第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2 令第十五条の十の六第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定め

る者は、次に掲げる者とする。

〔一〕三 略〕

四 令第十五条の十の九第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使  
用人

五 令第十五条の十の九第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者  
の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

第十六条の六・第十六条の七 〔略〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引  
業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書  
に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及  
び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各  
号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければな  
らない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め  
る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項につい  
て変更があった場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書  
類

る者は、次に掲げる者とする。

〔一〕三 同上〕

四 令第十五条の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使  
用人

五 令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者  
の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

第十六条の五・第十六条の六 〔同上〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕



〔1〕〔6〕 略

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 〔略〕

五 法第二十九条の二第一項第十二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書

(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電

〔1〕〔6〕 同上

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限り。次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

二 第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

七 第七条第四号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第十三条

第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八 第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。） 第

十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

九・十 〔略〕

〔2・3 略〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに第二十条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔イ〜ハ 同上〕

二 第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

六 第七条第四号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第十三条

第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。） 第

十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八・九 〔同上〕

〔2・3 同上〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに第二十条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

〔一〜三 略〕

四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五 「略」

(対象議決権保有届出書の記載事項等)

第三十七条 「略」

2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権(法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。)を保有することとなった日の総株主等の議決権の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。)に記載された総株主等の議決権の数(有価証券報告書等が提出されていない場合にあつては、商業登記簿その他の書類の記

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十八条 「同上」

〔一〜三 同上〕

四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五 「同上」

(対象議決権保有届出書の記載事項等)

第三十七条 「同上」

2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権(法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。)を保有することとなった日の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。)に記載された総株主等の議決権の数(有価証

載内容により計算された総株主等の議決権の数」とすることができ  
る。

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定  
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者  
の氏名

イ 「略」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用(その指  
図を含む。以下同じ。)を行う部門を統括する者及び次に掲げ  
る者

(1) 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者(次に  
掲げる者を除く。)

(i) 投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であつて、登  
録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うもの

(ii) 投資運用業に関し当該投資判断を行う者(当該投資運用  
業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利  
者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。)

(2) 法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を

券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他  
の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数」とする  
ことができる。

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用(その指  
図を含む。以下同じ。)を行う部門を統括する者及び金融商品  
の価値等の分析に基づく投資判断を行う者(投資助言業務に関  
し当該投資判断を行う者にあつては、登録金融機関業務に係る  
外務員の職務を併せ行うものを除く。)

「加える。」

「加える。」

行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督  
を行う部門を統括する者

「二〇十三 略」

(信託業務を営む金融機関が投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項)

第四十四条の二 法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇七 略」

八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 第四十四条第一号ロ(1)(i)に規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「二〇十三 同上」

「条を加える。」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

ロ 前条第一号ロに規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

〔九〇十六 略〕

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〔略〕

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用者（第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用者をいう。第五十一条第一項第四号ロ及び第五号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔三・四 略〕

五 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔七〇十二 略〕

十三 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用者を確保するときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用者の履歴書（第二号に掲げる書類を除く。）

〔九〇十六 同上〕

第四十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用者（第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用者をいう。第五十一条第一項第四号ロにおいて同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔三・四 同上〕

五 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔七〇十二 同上〕

〔号を加える。〕

2 「略」

(人的構成の審査基準)

第四十九条 法第三十三条の五第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

- 一 登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 略」

- 二 登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ・ロ 略」

- 三 登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

2 「同上」

(人的構成の審査基準)

第四十九条 法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

- 一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

- 二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

- 三 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 同上」

- 四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ・ロ 同上」

- 五 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

(有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件)

第五十条 法第三十三条の五第二項に規定する内閣府令で定める条件は、次に掲げる条件とする。

一 登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあつては、業として株券関連店頭デリバティブ取引(株券の価格又は株価指数(株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。))の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定(銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第一百七十七条第一項、農林中央金庫法施行規則(平成十三年<sup>内閣府</sup>農林水産省<sup>令第十六号</sup>)第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年<sup>内閣府</sup>財務省<sup>令第一号</sup>)第十八条第一項に規定する特定取引勘定(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条

(有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件)

第五十条 「同上」

一 登録金融機関である銀行、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社を含む。以下同じ。))、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあつては、業として株券関連店頭デリバティブ取引(株券の価格又は株価指数(株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。))の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定(銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第一百七十七条第一項、農林中央金庫法施行規則(平成十三年<sup>内閣府</sup>農林水産省<sup>令第十六号</sup>)第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫



第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等にあつては、特定取引勘定に類する勘定をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

〔二〇四 略〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一〇三 略〕

四 法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する事項について変更があつた場合次に掲げる書類

法施行規則（平成二十年<sup>内閣府</sup>財務省<sup>省令第一号</sup>）第十八条第一項に規定する特定取引勘定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等にあつては、特定取引勘定に類する勘定）をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

〔二〇四 同上〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一〇三 同上〕

〔号を加える。〕

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）の履歴書

五〇八 「略」

九 第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。） 第四十九

十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）

第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十一 「略」

〔2・3 略〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の

四〇七 「同上」

八 第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。） 第四

十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

九 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）

第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十 「同上」

〔2・3 同上〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の

理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第七号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 「略」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の三各号に掲げる方法により法第二十八条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一七 略」

「三九 略」

10 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（非上場有価証券特例仲介等業者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 一般投資家（法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する一般投資家をいう。以下この号及び次号において同じ。）を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家の

理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 「同上」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二十八条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一七 同上」

「三九 同上」

「項を加える。」

ために売付けの媒介又は法第二條第八項第九号に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

二 一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付けの媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

三 顧客から金銭の預託を受ける場合には、法第二十九條の四の四第八項第二号の金銭の預託として適切に管理するための措置がとられていること。

(揭示すべき標識の様式等)

第七十一條 「略」

2 「略」

3 法第三十六條の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜六 略」

七 非上場有価証券特例仲介等業者である場合には、次に掲げる事

項

イ その旨

ロ 当該非上場有価証券特例仲介等業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

(揭示すべき標識の様式等)

第七十一條 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〜六 同上」

「号を加える。」

ハ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該非上場有価証券特例仲介等業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

八 〔略〕

4 〔略〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

〔一〇十三 略〕

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の六各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者とならうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

七 〔同上〕

4 〔同上〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 〔同上〕

〔一〇十三 同上〕

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の四各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者とならうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

「十四〇三十六 略」

「2〇16 略」

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 「略」

2|| 法第四十二条の三第二項の規定により金融商品取引業者等が講じなければならない当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 委託先の選定の基準及び委託先との連絡体制の整備
- 二 委託先の業務遂行能力及び委託契約の遵守の状況を継続的に確認するための体制の整備
- 三 委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策の整備

(顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者（以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。）及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

「一〇十 略」

「十四〇三十六 同上」

「2〇16 同上」

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 「同上」

「項を加える。」

(顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）並びに登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

「一〇十 同上」

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者以外の金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

〔十二・十三 略〕

〔2～6 略〕

7 顧客分別金信託について、投資者保護基金非加入金融商品取引業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならぬ。

一 〔略〕

二 投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が同項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者である場合にあっては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

〔十二・十三 同上〕

〔2～6 同上〕

7 顧客分別金信託について、令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならぬ。

一 〔同上〕

二 令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三 投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該投資者保護基金非加入金融商品取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四 〔略〕

(分別管理監査)

第四百四十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 次に掲げる者は、分別管理監査をすることができない。

一 〔略〕

二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主(令第十五条の四の二第三号に規定する特定個人株主をいう。)

〔三〇五 略〕

(業務に関する帳簿書類)

第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第

一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

〔一〇十六 略〕

三 令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四 〔同上〕

(分別管理監査)

第四百四十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主(令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。)

〔三〇五 同上〕

(業務に関する帳簿書類)

第五百五十七条 〔同上〕

〔一〇十六 同上〕



十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

「イ」ホ 略」

へ 投資運用関係業務を委託するときは、次に掲げるもの

(1) 当該投資運用関係業務の委託に関する契約書

(2) 当該投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

「十七の二・十八 略」

2 前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ並びに第十七号イ及びへ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならぬ。

3 「略」

（説明書類の記載事項）

十七 「同上」

「イ」ホ 同上」

「号の細分を加える。」

「十七の二・十八 同上」

2 前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならぬ。

3 「同上」

（説明書類の記載事項）

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは

、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

〔イ〜ハ 略〕

二 法第二十九条の二第一項第三号から第十四号まで（第五号の

二及び第十二号を除く。）に掲げる事項

ホ 〔略〕

〔二〜五 略〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第一号、第三号（第五十七条第一項第十六号ハに掲げる

帳簿書類に限る。）及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の

日（第一項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿

書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日

）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四ま

でに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する

外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げ

る帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年

間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる

帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書

類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類

第七百七十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事

項

ホ 〔同上〕

〔二〜五 同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第八十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項第一号、第三号（第五十七条第一項第十六号ハに掲げる

帳簿書類に限る。）及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の

日（第一項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿

書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日

）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四ま

でに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する

外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げ

る帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年

間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる

帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書

類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類

を除く。) 第四号(同条第一項第十七号二に掲げる帳簿書類を除く。) 及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及びへ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日) から十年間保存しなければならない。

4 「略」

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

「一〇四 略」

五 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第百五十七条第一項第十七号(へ(2)を除く。) 及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

ロ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

六 「略」

2 前項第一号、第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。) 及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日

を除く。) 第四号(同条第一項第十七号二に掲げる帳簿書類を除く。) 及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日) から十年間保存しなければならない。

4 「同上」

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 「同上」

「一〇四 同上」

五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

六 「同上」

2 前項第一号、第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。) 及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日

(前項第一号(同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及びヘ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。))若しくはハ、第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。))若しくは第四号(ニに係る部分を除く。))又は次号イに該当することとなつた場合

〔二〇十一 略〕

十二 第一種金融商品取引業者(第一種少額電子募集取扱業

(前項第一号(同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。))、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。))、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))、第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。))若しくはハ、第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。))若しくは第四号(ニに係る部分を除く。))又は次号イに該当することとなつた場合

〔二〇十一 同上〕

十二 第一種金融商品取引業者(第一種少額電子募集取扱業

者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)にあつては、次に掲げる場合

「イ・ロ 略」

「十三〽十五 略」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〽七 略」

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)〽(5) 略」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた年月日及び

者を除く。)にあつては、次に掲げる場合

「イ・ロ 同上」

「十三〽十五 同上」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 「同上」

「一〽七 同上」

八 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)〽(5) 同上」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた年月日及び

その理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔二〕へ 略〕

九 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項

その理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔二〕へ 同上〕

九 「同上」

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月

の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十〇十九 略〕

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知が

日及びその理由

ト 「同上」

〔十〇十九 同上〕

二十 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知が

あつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔二十一〕二十七 略

(届出書に添付すべき書類)

あつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一〕二十七 同上

(届出書に添付すべき書類)



第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕〔2〕 略〕

(3) 合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4) 〔略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔四〇六 略〕

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

第二百二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕〔2〕 同上〕

(3) 合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4) 〔同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔四〇六 同上〕

七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

二 〔略〕

〔八〇十九 略〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一〕三 略〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三條の第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第

〔1〕(3) 同上〕

二 〔同上〕

〔八〇十九 同上〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三條の第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届

十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔五〕十 略

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知が

出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔五〕十 同上

十一 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(2) 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知が

あつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔十二〕十八 略

2  
〔略〕

(人的構成の審査基準)

あつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔十二〕十八 同上

2  
〔同上〕

(人的構成の審査基準)

第二百三十二条の六 法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の第三第一項第一号ルに規定する電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、許可申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 「略」

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百六十七條第三項において同じ。）に提出しなければならない。

第二百三十二条の六 「同上」

一 「同上」

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百四十八條第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2  
〔略〕

(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合
- 〔二七 略〕

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一・二 略
  - 三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項
- 〔イ・ロ 略〕

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当す

2  
〔同上〕

(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十一条の二 〔同上〕

- 一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合
- 〔二七 同上〕

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 〔同上〕

- 一・二 同上
  - 三 〔同上〕
- 〔イ・ロ 同上〕

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当す

することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

- へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項

ることとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 同上〕

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上〕

- へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項

から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービス<sup>（一）</sup>の提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔略〕

〔五〇九 略〕

2

〔略〕

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕(3) 略

〔二〇四 略〕

2

〔略〕

から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス<sup>（一）</sup>の提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔同上〕

〔五〇九 同上〕

2

〔同上〕

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕(3) 同上

〔二〇四 同上〕

2

〔同上〕



(投資運用関係業務を委託する場合の届出事項)

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第六十三条の九第六項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合  
その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称
- 二 法第六十三条の九第六項第三号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合  
その旨

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十四 法第六十三条の九第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 〔一・二 略〕
- 三 法人であるときは、次に掲げる書類  
〔イ〜ホ 略〕

〔条を加える。〕

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 同上〕

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十四 〔同上〕

- 〔一・二 同上〕
- 三 〔同上〕  
〔イ〜ホ 同上〕

へ 主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第五号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

〔四・五 略〕

六 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第三号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第三号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2

〔略〕

第二百四十六条の十六〜第二百四十六条の十八

〔略〕

へ 主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

〔四・五 同上〕

〔号を加える。〕

2

〔同上〕

第二百四十六条の十五〜第二百四十六条の十七

〔同上〕

「条を削る。」

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一・二 略」

三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十四第四号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

(海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者)

第二百四十六条の十八 法第六十三条の九第六項第一号ロに規定する

内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十三第四号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

四|| 法第六十三条の九第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五|| 第二百四十六条の十四第四号ロに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

〔3・4 略〕

「イ・ロ 同上」

「号を加える。」

四|| 第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

「イ〜ハ 同上」

〔3・4 同上〕

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十六条の二十三 法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があつた場合

〔四〇七 略〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十六条の二十四 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号イ又は第二号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二

号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十六条の二十三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があつた場合

〔四〇七 同上〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十六条の二十四 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(4) 略〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 〔略〕

四 前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六

〔1〕(4) 同上〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 〔同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六

十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕～〔9〕 略〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔七〕～十 略〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕～〔9〕 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔七〕～十 同上〕



<p>2 〔略〕</p> <p>(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)</p> <p>第二百四十六条の二十五 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類</p> <p>六 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出)</p> <p>第二百四十六条の二十七 〔略〕</p> <p>2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十四第一号から第三号までに掲げる事項とする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(業務に関する帳簿書類)</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)</p> <p>第二百四十六条の二十五 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出)</p> <p>第二百四十六条の二十七 〔同上〕</p> <p>2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>(業務に関する帳簿書類)</p>
---	--

第二百四十六条の三十二 法第六十三条の十二第一項（法第六十三条

の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第二百五十七条第一項第十七号イからハまで及び(1)並びに第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三 「略」

四 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第二百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イ及び(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

第二百四十六条の三十二 「同上」

一 「同上」

二 第二百五十七条第一項第十七号イからハまで及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三 「同上」

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第二百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 〔略〕

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔3・4 略〕

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 〔略〕

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号へ又は下に該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及び

〔3・4 同上〕

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

その理由

〔六・七 略〕

〔3・4 略〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

〔イ〕ニ 略〕

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用

〔六・七 同上〕

〔3・4 同上〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用

する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔六十一 略〕

する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔へ・ト 同上〕

五 「同上」

〔イホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六十一 同上〕

第六章 投資運用関係業務受託業者

第一節 総則

(登録の申請)

第三百四十七条 法第六十六条の七十一の登録を受けようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。

(登録申請書の記載事項)

第三百四十八条 法第六十六条の七十二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、登録申請者が法人である場合における資本金の額又は出資の総額とする。

2 法第六十六条の七十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

二 登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人である場合には、国内におけ

「章を加える。」

る代理人の氏名、商号又は名称

(業務の内容及び方法)

第三百四十九条 法第六十六条の七十二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 業務運営に関する基本原則
- 二 業務執行の方法
- 三 業務分掌の方法
- 四 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容
- 五 第三百五十八条第二号から第五号までに規定する措置の内容
- 六 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名

(登録申請書の添付書類)

第三百五十条 法第六十六条の七十二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 二 法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
  - ロ 役員（登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者であるときは、国内における代理人を含む。ロ及びハにおいて同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であると



- 
- きは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ハ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- ヘ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- 三 個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登録申請者の履歴書
- ロ 登録申請者（登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ハ 登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない
-

旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 別紙様式第一号の二により作成した書面

四 前条第六号に規定する者の履歴書

五 純財産額（第十四条の規定に準じて計算したものをいう。）を算出した書面

2

前項第二号へに掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表（関連する注記を含む。）が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書（関連する注記を含む。）について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（電磁的記録）

第三百五十一条 法第六十六条の七十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（投資運用関係業務受託業者登録簿の縦覧）

第三百五十二条 関東財務局長は、その登録をした投資運用関係業務受託業者に係る投資運用関係業務受託業者登録簿を関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎の審査基準）

第三百五十三条 法第六十六条の七十四第五号に規定する財産的基礎

を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が投資運用関係業務受託業を適確に遂行することができる財産的基礎を有するかどうかを審査するものとする。

（心身の故障により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百五十四条 法第六十六条の七十四第七号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百五十五条 法第六十六条の七十五第一項の規定により届出を行う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第六十六条の七十二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人である

- 
- ときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 二 法第六十六条の七十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類
- イ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- ロ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類
- (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）
- (2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- (4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- (5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六
-

条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の七十四第七号イ(1)に係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

三 法第六十六条の七十二第一項第四号に掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 第三百四十八条第一項の資本金の額又は出資の総額について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 第三百四十八条第二項第二号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに国内における代理人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 住民票の抄本(国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第三百五十六条 法第六十六条の七十五第三項の規定により届出を行

う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第三百四十九条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第三百五十条第一項第四号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録の申請）

第三百五十七条 法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、別紙様式第三十一号により作成した変更登録申請書に、当該変更登録申請書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一 第三百四十九条各号に掲げるものを記載した書類

二 第三百五十条第一項各号に掲げる書類

3 第三百五十条第二項の規定は、前項第二号に掲げる書類（同条第一項第二号へに掲げるものに限る。）を添付する場合について準用する。

第二節 業務

（業務管理体制の整備）

第三百五十八条 法第六十六条の七十八の規定により投資運用関係業務受託業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二 投資運用関係業務受託業者の業務の適正を確保するための措置がとられていること。

三 投資運用関係業務（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けているものに限る。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、投資運用関係業務を委託する者（以下この号及び第三百六十条第一項第一号ハにおいて「委託者」という。）と投資運用関係業務受託業者又は第三者（当該委託者以外の委託者を含む。）との利益が相反する行為その他これに準ずる行為を適切な方法により特定し、これらの行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置がとられていること。

四 投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。

五 投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持

を適切に行うための措置がとられていること。

(再委託の承認申請)

第三百五十九条 法第六十六条の八十第一項ただし書の承認を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該投資運用関係業務受託業者から投資運用関係業務の委託を受ける者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受ける者を含む。以下この条において「再委託先」という。
  - 二 再委託先に委託する投資運用関係業務(以下この条において「再委託投資運用関係業務」という。)の内容
  - 三 再委託先が投資運用関係業務受託業者以外の者である場合には、当該再委託先を選定した理由及び再委託投資運用関係業務の適正な遂行を確保するための方策
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 再委託投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し
  - 二 再委託先が法人であるときは、当該再委託先の登記事項証明書又はこれに代わる書面
  - 三 再委託先が個人であるときは、当該再委託先の住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - 四 再委託先における再委託投資運用関係業務を所掌する組織及び



人員配置を記載した書面

(業務に関する記録)

第三百六十条 法第六十六条の八十一の規定により投資運用関係業務受託業者が作成すべき記録は、次に掲げるものとする。

- 一 当該投資運用関係業務受託業者が行った投資運用関係業務に関する次に掲げる事項に係る記録
  - イ 投資運用関係業務を行った年月日及びその内容
  - ロ 投資運用関係業務の遂行の過程に関与した役員又は使用人の氏名及び投資運用関係業務の遂行について投資運用関係業務受託業者を代表して責任を有する者の氏名
  - ハ 投資運用関係業務の遂行に当たって委託者から提供を受けた情報
  - ニ その委託を受ける投資運用関係業務に係る契約に関する記録
- 二 前項各号に掲げる記録は、その作成の日(同項第二号に掲げる記録にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

### 第三節 監督

(事業報告書)

第三百六十一条 法第六十六条の八十二の規定により投資運用関係業務受託業者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十二号により作

成しなければならない。

2 投資運用関係業務受託業者（会社に限る。）は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

3 投資運用関係業務受託業者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第三百六十二条 外国法人又は外国に住所を有する個人である投資運用関係業務受託業者（以下この条において「外国法人等である投資運用関係業務受託業者」という。）は、令第十八条の四の十四ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 登録年月日及び登録番号

三 事業報告書の提出に当り当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に当り当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人等である投資運用関係業

---

務受託業者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人等である投資運用関係業務受託業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である投資運用関係業務受託業者が毎事業年度経過後三月以内に次に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

---

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(廃業等の届出)

第三百六十三条 法第六十六条の八十三第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第六十六条の八十三第一項第一号に該当する場合 その旨及び死亡の年月日

二 法第六十六条の八十三第一項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 合併の相手方の商号又は名称

ロ 合併の年月日及び理由

ハ 合併の方法

四 法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日

五 法第六十六条の八十三第一項第五号に該当する場合 解散の年月日及び理由

六 法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合 次に掲げ

---

る事項

イ 承継先の商号又は名称

ロ 分割の年月日及び理由

七 法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 譲渡先の商号、名称又は氏名

ロ 譲渡の年月日及び理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手續を記載した書面

二 法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合 破産手續開始の決定の裁判書の写し又は破産手續開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手續を記載した書面

四 法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合 事業譲渡契約の内容を記載した書面

(所在不明者の公告)

第三百六十四条 法第六十六条の八十五第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

---

(監督処分公告)

第三百六十五条 法第六十六条の八十六の規定による公告は、官報により行うものとする。

## 第七章 「略」

第三百六十六条～第三百六十八条 「略」

(標準処理期間)

第三百六十九条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二、十七、第六十六条の五十及び第六十六条の七十一の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の第十四第一項の許可 二月

- 二 法第三十一条第四項及び第六十六条の七十五第四項の変更登録、法第三十一条第六項の認可、法第五十九条第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第六十六条の八十第一項ただし書並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書(法第六十六条の十五において準用する場合を含む

## 第六章 「同上」

第三百四十七条～第三百四十九条 「同上」

(標準処理期間)

第三百五十条 「同上」

- 一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二、十七及び第六十六条の五十の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の第十四第一項の許可 二月

- 二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、法第五十九条第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十九条の四第二項並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書(法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)の確認 一月

。 ) の確認 一月

2  
〔略〕

附則

(移行期間特例業務に係る届出)

第三十一条 法附則第三条の第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により届出を行う外国投資運用業者(同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。)又は外国投資運用業者の子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。)は、別紙様式第三十三号により作成した移行期間特例業務(法附則第三条の第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。)に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

(投資運用関係業務を委託する場合の届出事項)

第三十三条 法附則第三条の第三項第八号に規定する内閣府令で定

2  
〔同上〕

附則

(移行期間特例業務に係る届出)

第三十一条 法附則第三条の第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により届出を行う外国投資運用業者(同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。)又は外国投資運用業者の子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。)は、別紙様式第三十一号により作成した移行期間特例業務(法附則第三条の第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。)に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

〔条を加える。〕

める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。附則第四十四条第一項第十二号、第四十七条第二項第四号イ及び第五十四条第一項第三号において同じ。）に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称
- 二 法附則第三条の三第三項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合 その旨

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十四条 法附則第三条の三第一項第十号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〽三 略」

四 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十三条 法附則第三条の三第一項第九号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〽三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一



項第十一号チ、第四十七条第二項第五号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。)に関する次に掲げる事項

(1)～(3) 略]

五 「略」]

六 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」]

ハ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。)の氏名又は名称

ニ 重要な使用者（令附則第三項に規定する使用者をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ及び第四号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五

項第十一号チ、第四十七条第二項第四号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。)に関する次に掲げる事項

(1)～(3) 同上]

五 「同上」]

六 「同上」]

「イ・ロ 同上」]

ハ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第三十六条、第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。)の氏名又は名称

ニ 重要な使用者（令附則第三項に規定する使用者をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項

第十二条第一項第二号において同じ。)があるときは、その者の  
氏名

「ホ・へ 略」

第三十五条・第三十六条 「略」

「条を削る。」

(移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されて  
いると認められない者)

第三十七条 法附則第三条の三第三項第一号ホ(同条第七項において

第二号において同じ。)があるときは、その者の氏名

「ホ・へ 同上」

第三十四条・第三十五条 「同上」

(移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない  
者)

第三十六条 法附則第三条の三第三項第一号ニ(同条第七項において  
準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、次の各  
号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使  
用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂  
行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の  
防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六  
号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運  
営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業  
務の信用を失墜させるおそれがある者

(移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備され  
ていると認められない者)

第三十七条 法附則第三条の三第三項第一号ホ(同条第七項において

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等(同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者)令第十五条の十の六第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

え) (外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替

第三十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十四条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等(同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者)令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

え) (外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替

第三十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号

まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

(移行期間特例業務に係る届出書の添付書類)

第四十四条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇八 略」

九 法人であるときは、次に掲げる書類

「イホ 略」

へ 主要株主(法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第五号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。)が保有する対象議決権(法第十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第五号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。)の数を記載した書面

「十・十一 略」

十二 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監

まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

(移行期間特例業務に係る届出書の添付書類)

第四十四条 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イホ 同上」

へ 主要株主(法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第四号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。)が保有する対象議決権(法第十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第四号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。)の数を記載した書面

「十・十一 同上」

「号を加える。」

督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第九号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第九号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2

〔略〕

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十四号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九

2

〔同上〕

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十二号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九

第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧)

第四十六条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により適用する法第六十三條の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備えて置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三條の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

(移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第四十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する

第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧)

第四十六条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により適用する法第六十三條の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十二号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備えて置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三條の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十二号に準じて英語で作成することができる。

(移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第四十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者）にあつては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十四条第六号イに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十四条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わ

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者）にあつては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 「同上」

一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十三条第六号イに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「同上」

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十三条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わ

る書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

〔1・2〕 略

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

〔4・5〕 略

(6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7) 「略」

四 法附則第三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があ

る書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1・2〕 同上

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

〔4・5〕 同上

(6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7) 「同上」

〔号を加える。〕



つた場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法附則第三条の三第三項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法附則第三条の三第三項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 附則第三十四条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 主要株主（附則第三十四条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主（附則第三十四条第六号へに掲げる事項に変

四 附則第三十三条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変

更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主  
。ハにおいて同じ。）となつた者がある場合において、当該主  
要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホ  
に該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号へに  
掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用  
業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者  
が誓約する書面）

ハ 新たに主要株主となつた者がある場合において、当該主要株  
主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該  
当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号へに掲げ  
る事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者  
が同項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓  
約する書面）

3

〔略〕

4 第一項の書面は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成するこ  
とができる。

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する  
場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法  
第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届  
出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事  
項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提

更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主  
。ハにおいて同じ。）となつた者がある場合において、当該主  
要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホ  
に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号へに  
掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用  
業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者  
が誓約する書面）

ハ 新たに主要株主となつた者がある場合において、当該主要株  
主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該  
当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号へに掲げ  
る事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者  
が同項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓  
約する書面）

3

〔同上〕

4 第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成するこ  
とができる。

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条 〔同上〕

出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。（3）において同じ。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(4) 略〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の四

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービ

八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「略」

四 前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

スの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(4)～(9) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(4)～(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

〔七〇十一 略〕

2 「略」

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第五百五十七条第一項第十七号（ホ及びヘ(2)を除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

〔七〇十一 同上〕

2 「同上」

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 「同上」

一 「同上」

二 第五百五十七条第一項第十七号（ホを除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三|| 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

四|| 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第一百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イ及びへ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十五号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十五号に準じて英語で作成す

「号を加える。」

三|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第一百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十三号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成す

ることができる。

〔3・4 略〕

(説明書類の縦覧)

第五十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十六号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書(次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。)の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔一〇三 略〕

2 前項の説明書類は、別紙様式第三十六号に準じて英語で作成することができる。

3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十六号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とす

ることができる。

〔3・4 同上〕

(説明書類の縦覧)

第五十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書(次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。)の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔一〇三 同上〕

2 前項の説明書類は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十四号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とす



---

१७०

---

१७०

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面) [略]  
(第 2 面)

* 登録番号	財務(支)局長(金商)第 号	(年月日)
* 金融商品取引法第 30 条第 1 項の認可	認可の有無	認可年月日
[1~6 略]		
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(第 6 条第 2 項各号に掲げる者を含む。)の氏名	[略]	
8 [略]		
9 投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業において、顧客から金銭又は有価証券又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者(令第 15 条の 4 の 2 に規定する者をいう。以下同じ。)に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときであつては、その旨	(投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業において、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨)	
10~13 [略]		
14 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引を行う場合(15 の場合を除く。)にあつては、その旨	[略]	
15 [略]		
16 14 又は 15 の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、	(14 又は 15 の場合のほか、高速取引行為を行う旨)	

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面) [同左]  
(第 2 面)

* 登録番号	財務(支)局長(金商)第 号	(年月日)
* 金融商品取引法第 30 条第 1 項の認可	認可の有無	認可年月日
[1~6 同左]		
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(第 6 条第 2 項に規定する者を含む。)の氏名	[同左]	
8 [同左]	[項を加える。]	
9~12 [同左]		
13 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引を行う場合(14 の場合を除く。)にあつては、その旨	[同左]	
14 [同左]		
15 13 又は 14 の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、	(13 又は 14 の場合のほか、高速取引行為を行う旨)	

<p>その旨</p> <p><u>17</u> 有価証券とみなされる権利（<u>第6条の4</u>に定めるものに限る。以下同じ。）についての<u>法第2条第8項第1号</u>から<u>第10号</u>までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>[略]</p>
<p><u>18～23</u> [略]</p> <p><u>24</u> 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容</p>	<p>別添7のとおり</p>
<p><u>25</u> 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき<u>法第66条</u>の71の登録又は<u>法第66条</u>の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、<u>法第29条</u>の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称</p>	<p>別添8のとおり</p>
<p><u>26</u> 他にを行っている事業の種類</p>	<p>別添9のとおり</p>
<p><u>27・28</u> [略]</p>	
<p><u>29</u> 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項</p>	<p>別添10のとおり</p>

<p>その旨</p> <p><u>16</u> 有価証券とみなされる権利（<u>第6条の3</u>に定めるものに限る。以下同じ。）についての<u>法第2条第8項第1号</u>から<u>第10号</u>までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>[同左]</p>
<p><u>17～22</u> [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>	
<p>[項を加える。]</p>	
<p><u>23</u> 他にを行っている事業の種類</p>	<p>別添7のとおり</p>
<p><u>24・25</u> [同左]</p>	
<p><u>26</u> 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項</p>	<p>別添8のとおり</p>

30 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

31・32 [略]

(注意事項)

[1・2 略]

3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄

[1]・(2) 略]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、( ) 書きで併せて記載することができる（「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を ( ) 書きで併せて記載することができ（「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

[ (第3面) ~ (第6面) 略]

(第7面)

(別添5：業務の種類別)

商 号、名 称 又 は 氏 名  
( 年 月 日現在)

[表略]

(注意事項)

[1・2 略]

27 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

28・29 [同左]

(注意事項)

[1・2 同左]

3 [同左]

[1]・(2) 同左]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、( ) 書きで併せて記載することができる（「29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を ( ) 書きで併せて記載することができ（「29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

[ (第3面) ~ (第6面) 同左]

(第7面)

(別添5：業務の種類別)

商 号、名 称 又 は 氏 名  
( 年 月 日現在)

[同左]

(注意事項)

[1・2 同左]

3 「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務」、 「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務」又は「8 有価証券等管理業務」について、非上場有価証券特例仲介等業務を行う場合には、「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」、「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」又は「8 有価証券等管理業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」と記載すること。

4 [略]

[ (第8面) ・ (第9面) 略 ]

(第10面)

(別添7：投資運用関係業務を委託する場合には、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨	

投資運用関係業務の委託先の商号、名称 又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第11面)

(別添8：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称)

商 号、名 称 又 は 氏 名

[加える。]

3 [同左]

[ (第8面) ・ (第9面) 同左 ]

[加える。]

[加える。]

( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称			
(ふりがな)	役職名	監督する投資運用関係業務の内容	
氏名又は名称			

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び旧名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第12面)

(別添9：他にしている事業の種類)

[略]

(第13面)

(別添10：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

[略]

(第10面)

(別添7：他にしている事業の種類)

[同左]

(第11面)

(別添8：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

[同左]

---

別紙様式第一号の二 (第九条、第三百二十九条第一項、第三百五十条第一項関係)  
[略]

---

別紙様式第一号の二 (第九条、第三百二十九条第一項関係) [同左]

---

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面） [略]  
（第 2 面）

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号
	（ 年 月 日）
[1～12 略]	
13	投資助言業務又は投資運用業 に <u>関し、助言又は運用を行う 部門を統括する使用人、金融 商品の価値等の分析に基づ く投資判断を行う使用人及び権 利者のため運用を行う権限を 委託する場合における当該委 託に係る業務の監督を行う部 門を統括する使用人の氏名</u>
[14～22 略]	
23	投資運用関係業務を委託する 場合においては、その旨並び に委託先の商号、名称又は氏 名及び当該委託先に委託する 投資運用関係業務の内容
24	投資運用関係業務を投資運用 関係業務受託業者（当該投資 運用関係業務を行うことにつ き法第66条の71の登録又は法 第66条の75第4項の変更登録 を受けている者に限る。以下 同じ。）に委託する場合にお いて、法第33条の8第1項の 規定により読み替えて適用す る法第33条の5第1項第3号 イただし書に定めるその業務 の監督を適切に行う能力を有 する役員又は使用人を確保す

別添9のとおり

別添10のとおり

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面） [同左]  
（第 2 面）

* 登 録 番 号	財務（支）局長（登金）第 号
	（ 年 月 日）
[1～12 同左]	
13	投資助言業務又は投資運用業 に <u>関し、助言又は運用を行う 部門を統括する使用人及び金 融商品の価値等の分析に基づ く投資判断を行う使用人の氏 名</u>
[14～22 同左]	

[項を加える。]

[項を加える。]

[同左]



るときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

(注意事項)

[略]

〔(第3面)～(第9面) 略〕

(第10面)

(別添7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名)

[略]

(第11面) [略]

(第12面)

(別添9：投資運用関係業務を委託する場合には、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第13面)

(別添10：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合には、おいて、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条

(注意事項)

[同左]

〔(第3面)～(第9面) 同左〕

(第10面)

(別添7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名)

[同左]

(第11面) [同左]

[加える。]

[加える。]

の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名  
( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名	監督する投資運用関係業務の内容

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十号 (第七十一条第一項第一号関係)

〔表略〕

(注意事項)

- 1 〔略〕
- 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、非上場有価証券特例仲介業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」については、「非上場有価証券特例仲介業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。  
〔3～5 略〕

別紙様式第十号 (第七十一条第一項第一号関係)

〔同左〕

(注意事項)

- 1 〔同左〕
- 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。  
〔3～5 同左〕

別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

(注意事項)

[1・2 略]

1 業務の状況

[1]～(10—3) 略]

(11) 自己資本規制比率の状況

[表略]

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。) のみが記載すること。

[2～4 略]

[12]～(22) 略]

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① [略]

② 顧客の状況

[略]	
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[略]	

別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

(注意事項)

[1・2 同左]

1 [同左]

[1]～(10—3) 同左]

(11) [同左]

[同左]

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (第一種少額電子募集取扱業者を除く。) のみが記載すること。

[2～4 同左]

[12]～(22) 同左]

(23) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]	
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[同左]	

(注意事項)

[1・2 略]

③ 法第 29 条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

[略]			
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(注意事項)

[1～3 略]

[(24)～(26—2) 略]

2 [略]

(注意事項)

[1・2 同左]

③ [同左]

[同左]			
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(注意事項)

[1～3 同左]

[(24)～(26—2) 同左]

2 [同左]

第 期説明書類 [ 年 月 日から ]

年 月 日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]～[8] 略]

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① [略]

② 顧客の状況

[略]		
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者		
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者		
[略]		

(注意事項)

[1・2 略]

③ 法第 29 条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

[略]			
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する			

第 期説明書類 [ 年 月 日から ]

年 月 日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[1]～[8] 同左]

(19) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]		
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者		
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者		
[同左]		

(注意事項)

[1・2 同左]

③ [同左]

[同左]			
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する			

者  
(注意事項)  
[1～3 略]  
[(20)・(21) 略]  
2 [略]

者  
(注意事項)  
[1～3 同左]  
[(20)・(21) 同左]  
2 [同左]

別紙様式第二十一号の四 (第二百四十六条の十一、 第二百四十六条の二十関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[ 1・2 略]

金融商品取引法第 63 条の 9 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

[略]

投資運用関係業務に係る状況

[ (第 2 面) ～ (第 5 面) 略]

(第 6 面)

(別添 5 : 投資運用関係業務に係る状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

1 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容

投資運用関係業務を委託する旨


別紙様式第二十一号の四 (第二百四十六条の十一、 第二百四十六条の二十関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[ 1・2 同左]

[同左]

[同左]

[加える。]

[ (第 2 面) ～ (第 5 面) 同左]

[加える。]

--



投資運用関係業務の委託先の商号、名称 又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

2 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第3号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

--

法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな)	役職名	監督する投資運用関係業務の内容
氏名又は名称		

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の9第6項第3号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

---

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十七、第二百四十六条の十八関係)  
【略】

---

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係)  
【同左】

---

(日本産業規格A4)  
(第1面)

年 月 日

関東財務局長 殿  
申請者 (郵便番号 )

住所又は所在地

電 話 番 号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人であるときは、代表者の役職氏名)

登 録 申 請 書

金融商品取引法第66条の72の規定により同法第66条の71の登録を申請  
します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注意事項)

- 1 法第66条の75第1項の変更届出を行おうとする場合にあつては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載すること。
- 2 法第66条の75第4項の変更登録を受けようとする場合にあつては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第66条の72」とあるのは「第66条の75第4項」と、「同法第66条の71の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び旧名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

* 登録番号	関東財務局長(投受)第 号	
	(年月日)	
1 法人・個人の別	法 人	個 人
2 (ふりがな) 商号又は名称		
3 (ふりがな) 氏 名		
4 法人であるときは、資本金の 額又は出資の総額	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員の氏 名又は名称	別添2のとおり	
6 国内における代表者又は国内 における代理人の氏名、商号 又は名称	別添3のとおり	
7 主たる営業所又は事務所(外 国法人又は外国に住所を有す る個人にあつては、主たる営 業所又は事務所及び国内にお ける主たる営業所又は事務 所)の名称及び所在地	別添4のとおり	
8 登録申請の対象となる投資運 用関係業務受託業を行う営業 所又は事務所の名称及び所在 地	別添5のとおり	

9	業 務 の 種 別	別添6のとおり
10	登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容	別添7のとおり
11	他に行っている事業の種類	別添8のとおり

(注意事項)

- 1 「\*登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
  - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
  - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
  - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額)

商号、名称又は氏名

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
	年 月 日 現在

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者について本表に記載する必要はないが、「別添3：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称」に記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名、商号又は名称	役職名

(注意事項)

- 1 外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載すること。
- 2 「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧

書で併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：主たる営業所又は事務所 (外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所) の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所を最初に記載し、国内における主たる営業所又は事務所がある場合は、その次に記載すること。

(第7面)

(別添5：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。



(第8面)

(別添6：業務の種別)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

	業 務 の 種 別
1	法第2条第43項第1号に掲げる業務 ( 年 月 日)
2	法第2条第43項第2号に掲げる業務 ( 年 月 日)

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

(第9面)

(別添7：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

業 務 の 種 別	登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

(注意事項)

「業務の種別」欄は、法第2条第43項第1号に掲げる業務又は同項第2号に掲げる業務のいずれに該当するか、記載すること。

(第10面)

(別添 8 : 他にを行っている事業の種類)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

他にを行っている事業の種類

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

## (注意事項)

法第 66 条の 72 第 1 項の登録申請書又は法第 66 条の 75 第 1 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

## 1 業務の状況

- (1) 登録年月日及び登録番号  
年 月 日 (関東財務局長 (投受) 第 号)
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

## ① 役員及び使用人の総数

	役 員		使 用 人	計
	うち非常勤			
総 数	名	名	名	名

## ② 役員の状況

役職名	氏名又は名称

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	役職名	住所又は所在地	電話番号

(5) 主たる営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
		名

(6) 投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
		名
計	店	計 名

(7) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

(1) 登録年月日及び登録番号

当期中において法第66条の75第4項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在に行っている投資運用関係業務受託業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、「③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況」に記載すれば足りる。

② 役員状況

当期末現在における役員について記載し、投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を担当する役員を注記すること。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。(5)において同じ。) について記載すること。

なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における投資運用関係業務受託業を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、投資運用関係業務受託業を行う営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(7) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(8) 業務の状況

当期における投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の状況について記載すること。

委託を受けている投資運用関係業務の委託者の商号、名称又は氏名	委託を受けている投資運用関係業務の内容	担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）	遂行状況

(注意事項)

1 委託を受けている投資運用関係業務について、当該投資運用関係業務の委託者（以下「委託者」という。）の商号、名称又は氏名、当該投資運用関係業務の内容及び当該投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏

---

名又は名称（職務の内容を含む。）を記載のうえ、当該投資運用関係業務の遂行状況について記載すること。

2 「担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏名又は名称及び当該投資運用関係業務に係る職務（責任者、業務執行者及び委託者との連絡窓口等を含む。）の内容について記載すること。

3 「遂行状況」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務に関し、委託者に提供した業務の状況等について記載すること。

## 2 経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、投資運用関係業務受託業者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。

---

別紙様式第三十三号 (附則第三十一条、第四十七条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面) [略]

(第 2 面)

[ 1 ～ 10 略 ]	
<u>11</u> 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添 8 のとおり
<u>12</u> 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者 (当該投資運用関係業務を行うことにつき法第 66 条の 71 の登録又は法第 66 条の 75 第 4 項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。) に委託する場合において、法附則第 3 条の 3 第 3 項第 2 号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第 3 号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨	別添 9 のとおり
<u>13</u> 他に行っている事業の種類	別添 10 のとおり
<u>14</u> 当該外国投資運用業者 (法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する政令で定める場合に該当する者) については、当該外国投資運用業者及び令附則第 5 項各	

別紙様式第三十一号 (附則第三十一条、第四十七条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面) [同左]

(第 2 面)

[ 1 ～ 10 同左 ]	
[ 項を加える。 ]	
[ 項を加える。 ]	
<u>11</u> 他に行っている事業の種類	別添 8 のとおり
<u>12</u> 当該外国投資運用業者 (法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する政令で定める場合に該当する者) については、当該外国投資運用業者及び令附則第 5 項各	



<p>号に掲げる者。<u>15</u>において同じ。)が外国(法附則第3条の3第3項第1号イに規定する外国をいう。)の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日</p>	<p>[略]</p>
<p><u>15</u> 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社)が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容</p>	<p>別添11のとおり</p>
<p><u>16</u> 法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称</p>	<p>別添12のとおり</p>
<p><u>17</u> 法人であるときは、主要株主(法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。)の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては住所又は居所)及び代表者の氏名</p>	<p>別添13のとおり</p>
<p><u>18</u> 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所</p>	<p>別添14のとおり</p>
<p>号に掲げる者。<u>13</u>において同じ。)が外国(法附則第3条の3第3項第1号イに規定する外国をいう。)の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日</p>	<p>[同左]</p>
<p><u>13</u> 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社)が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容</p>	<p>別添9のとおり</p>
<p><u>14</u> 法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称</p>	<p>別添10のとおり</p>
<p><u>15</u> 法人であるときは、主要株主(法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。)の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては住所又は居所)及び代表者の氏名</p>	<p>別添11のとおり</p>
<p><u>16</u> 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所</p>	<p>別添12のとおり</p>

及び電話番号	
<u>19</u> 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添5のとおり

(注意事項)

[1・2 略]

〔(第3面)～(第9面) 略〕

(第10面)

(別添8：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第11面)

(別添9：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第3号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨)

及び電話番号	
<u>17</u> 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添13のとおり

(注意事項)

[1・2 同左]

〔(第3面)～(第9面) 同左〕

[加える。]

[加える。]

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第2号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

--	--	--

法附則第3条の3第3項第2号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな)	役 職 名	監督する投資運用関係業務の内容
氏 名 又 は 名 称		

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第3号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

--

(第12面)

(別添10：他にしている事業の種類)

[略]

(第13面)

(別添8：他にしている事業の種類)

[同左]

(第10面)

(第11面)

(別添11：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づき行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

[略]

(第14面)

(別添12：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

[略]

(第15面)

(別添13：主要株主（法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては住所又は居所）及び代表者の氏名)

[略]

(第16面)

(別添14：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

[略]

(第17面)

(別添15：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

[略]

(別添9：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づき行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

[同左]

(第12面)

(別添10：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

[同左]

(第13面)

(別添11：主要株主（法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては住所又は居所）及び代表者の氏名)

[同左]

(第14面)

(別添12：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

[同左]

(第15面)

(別添13：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

[同左]

別紙様式第三十四号 (附則第四十五条、第四十六条関係) [略]

別紙様式第三十二号 (附則第四十五条、第四十六条関係) [同左]

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1)~(3) 略]

(4) 説明書類に記載する事項

1 別紙様式第三十六号に記載されている事項

2 [略]

[(5)~(10) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(2)・(3) 略]

(4) 説明書類に記載する事項

法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により適用する法第 63 条の 12 第 3 項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十六号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) [同左]

1 別紙様式第三十四号に記載されている事項

2 [同左]

[(5)~(10) 同左]

(注意事項)

1 [同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) [同左]

法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により適用する法第 63 条の 12 第 3 項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

---

[5]~(10) 略]

[11]~(13) 略]

2 [略]

---

[5]~(10) 同左]

[11]~(13) 同左]

2 [同左]

<p>別紙様式第三十六号 (附則第五十七条関係) [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>別紙様式第三十四号 (附則第五十七条関係) [同左]</p>
--	-----------------------------------